



(A面)

日本国税關
税關様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船名)			出発地		
入国日		年	月		日
氏名	フリガナ				
現住所 (日本での 滞在先)					
電話			()		
職業					
生年月日		年	月		日
旅券番号					
同伴家族	20歳以上	名	6歳以上20歳未満	名	6歳未満
			名		

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. 下記に掲げるものを持っていますか？ | はい | いいえ |
| ① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面を参照） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 免税範囲（B面を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 商業貨物・商品サンプル | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 他人から預かったもの | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？

* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

- 3. 別送品** 入国情の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後6か月以内に輸入するものに限る。）

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

【注意事項】
海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（A面の1. 及び3. すべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別送し1荷物の詳細についても記入不要です。

また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒類			本	* 税関記入欄
たばこ	紙巻		本	
	葉巻		本	
	その他		グラム	
香 水			オンス	
その他の品名		数 量	価 格	
* 税関記入欄				円

◎ 日本への持込みが禁止されているもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
 - ② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
 - ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
 - ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
 - ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
 - ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの

- ① 猿銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ニ・ビ・リカゴメ・象牙・じや香・ボタンなど)
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

*事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲（乗組員を除く）

- ・酒類3本(760ml/本)
 - ・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本
(非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。)
*20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
 - ・香水2本(1本は約28ml)
 - ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国情者の個人的使用に供するものに限る。)
*海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
*1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
*6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの
以外は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。